## 3 訪問看護費

		淮	注	注	注		i	注	淮	進	ä	注	進			i a	注	運	注	注	注
	基本部分	准看護師の 場合	區數者皮持院 止推廣末宴施 減算	<u>鐵限經過計畫</u> 生傷定 <b>減蓋</b>	夜間又は早朝 の場合、若じ は深夜の場合	複数 名訪問 加算( )	複数名訪問 加算( )	1時間30分以上の訪問報報 上の訪問報報 を行う場合	要介護5の者 の場合	事業の水所と利用の一 連物の利用が外の同一を がいます。 の同一を がいます。 がいます。 がいます。 を 行う場合		中山間地域等 における小規 標事等所加算	中山間地域等	整治療法院者 達加羅: )	緊急時訪問看	特別管理加算	<u>票件資理加益</u>	ターミナルケア 加算	遺陽杯广始新 独勃加麗	医療養活を持続しています。 医療養殖をも医が関する でで、 ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では	理学機法士・ 作業機法士・ 立 対 が 関 の は 関 で は は は は は は は は は は は は は は に は は は は
イ 指定納用機謀 ステーションの場合	1   13   13   13   13   13   13   13	×90/100			夜間又は 早朝の場合 + 25 / 100	30分末満の 増合 +254単位	30分末週の 場合 +211単位	+300単位		事類所と同用 関連的な利用 又はこれの同一理の人以 を行う場合 よしてサービンを を行う場合 ※98/109				2823R1 28111-	1月につき + 574単位		編和77 連 確272以上。 15月下伊理 72年後期 22年後年間 22年度年間				1000
ロ 病院又は診療所 の場合	1日に1回車組入で開発する総合は17/15   12 15分末回   12 15分末回   12 15分末回   12 15分末回   12 15分末回   12 15号末回   12 15号和   1	×90/100	-1/100	-1/101	深夜の場合 + 50 / 100	30分以上の 場合 +402単位	30分以上の 場合 +317単位	+300単位		事業所と同一 連物の初用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85 / 100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +113単位		() 10場合 + 250単位	議会に選集 行った場合 1日に立た - 15日の表 (月) (日本 第二 1日に立た - 15日の表 (日) (日本 1日に立た - 15日の表 - 15日の - 15日 - 15日 - 15日 - 15日 - 15日 - 15日	死亡日及び 死亡日前14日 以内に2日以上 シーミナルケア を行った場合 + 2111単位	+150単位		186.28 -186
八 定期返回・随時対応型35門介護 <b>報道等</b> 等所と連携する場合 (1月につき <u>1.441</u> 等位)		准看護師に よる訪問が 1回でもある 場合 ×93/100						<u> </u>	+800単位	\				1月につき 訪問看護 ステーション の場合 + £00単位 病院又は合 ・225単位	1月につき 訪問看護 ステーション の場合 +574単位 病院又は 診療所の場合 +315単位					- 97単位	

二 初回加算		11 初回加賀( )   11月につき +350単位    12 1初回加賀( )   (1月につき +300単位							
ホ 退除時共同指導加	¥	(1回につき +600単位)							
へ 看護・介護職員連邦	<b>携強化加算</b>	(1月につき +250単位)							
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する	場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算( ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算( ) (1月につき +200単位)							
子 口腔連携強化加盟									
リ サービス提供体制	(1)イ及びロを算	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +6単位) (二)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +3単位)							
強化加算	(2)八を算定する	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +50単位) (二)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +25単位)							